本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

行政権等の行使：④課税等

No.22

大正14年度分の官有地（竹島）使用料の徴収記録

官有物貸下料

1925年（大正14年）5月14日

資料概要

竹島の使用者（アシカ漁業者）は、島根県知事に官有地借用願を提出し、許可を取得した上で毎年使用料を支払い竹島を使用していた（P11参照）。使用料は許可願の名義人、または代理人によって国庫に納入された。この資料は、隠岐島庁が作成した諸収入の台帳（徴収元帳）に記載された、竹島の官有地使用料の徴収記録の写しである（1925年（大正14年）度分）。

台帳からは、官業及び官有財産の収入区分であり、官有物貸下料（地所使用料）の記録であることがわかり、項目には事由、金額、納入住所、氏名などの記載がある。

「事由」には、大正14年4月から15年3月までの1年分の竹島の使用料であることが記載され、金額は4円70銭、納入者は竹島漁猟合資会社代表社員の中井養三郎となっている。

内容見本

経常部
官業及官有財産収入
官有物貸下料
地所使用料

事由　竹島島嶼反別弐拾参町参反参畝歩使用料自十四年四月至十五年三月一ヶ年分
告知書番号　一
収入区別　日本銀行（印）代
金額　4700　（印）
調定年月日　　十四年四月三十日
納期年月日　　十四年五月十三日
収入済年月日　同年五月十四日
納人住所　西郷町
氏名　竹島漁猟合資会社
　　代表社員
　　中井養三郎

作成年月日	1925年（大正14年）5月14日
編著者	隠岐島庁
発行者	隠岐島庁
収録誌	諸収入徴収元帳　隠岐島庁 自大正14年度至昭和3年度
言語	日本語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	島根県公文書センター
利用方法	島根県公文書センターで利用手続きを行う （竹島資料室で複製本の閲覧可能）

本サイトに掲載する資料等は、政府の委託事業の下で有識者の助言を得て、調査・収集及び作成したものであり、本サイトの内容は政府の見解を表すものではありません。

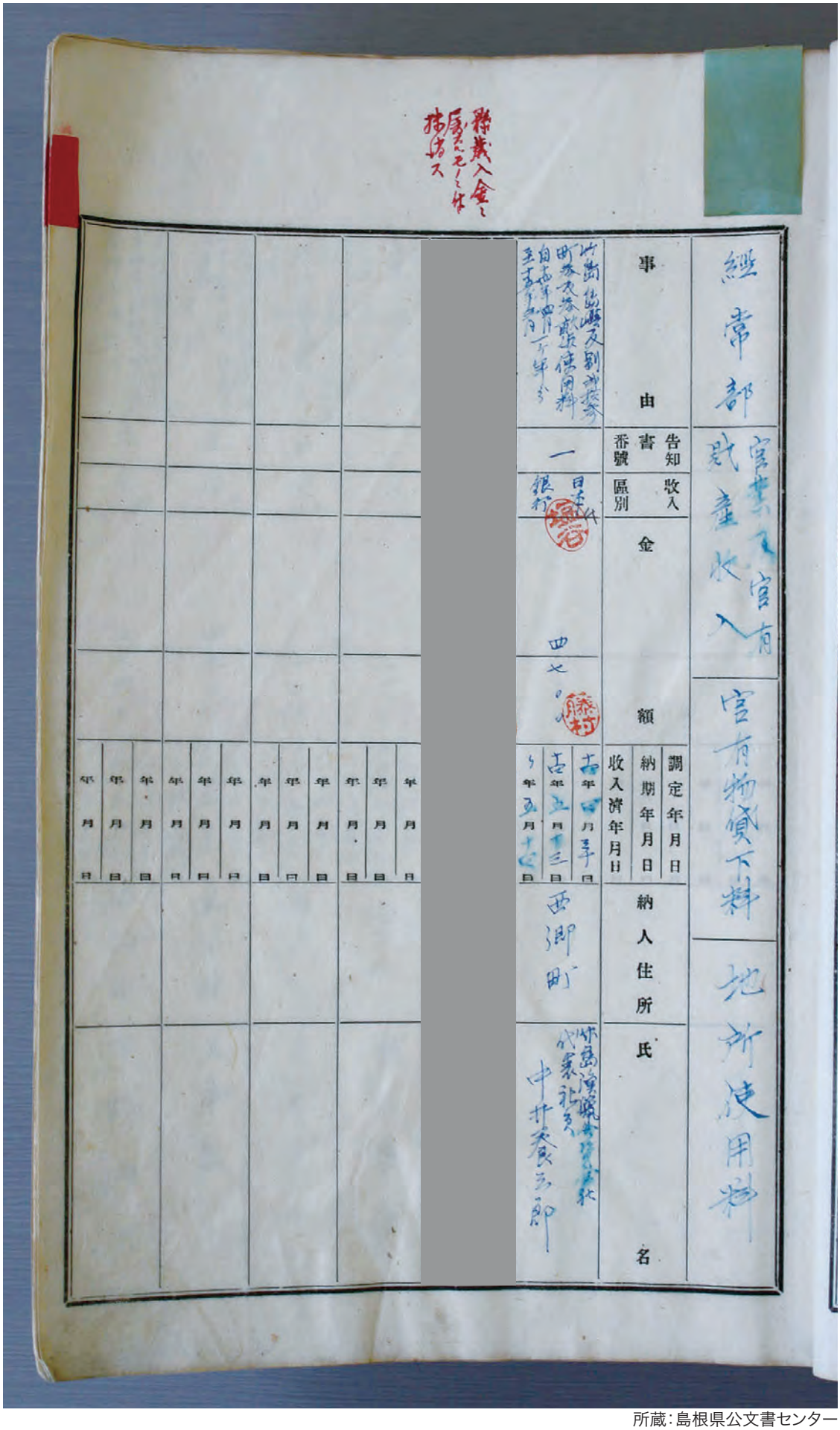

所蔵：島根県公文書センター